

のれんの条件付取得対価に関する会計処理 —— アーンアウト条項に関する検討を中心として ——

Accounting for Goodwill of Conditional Acquisition Consideration: Focusing on Examination of Earn-Out Causes

後 藤 小百合
Sayuri Goto

抄 録

日本会計基準と国際財務報告基準（IFRS）および米国会計基準（US-GAAP）とのコンバーエーション作業が進む中、「企業結合に関する会計」では、のれんの償却・非償却の問題をはじめ、多くの会計処理の違いが未だに解消されず、問題が先送りにされてきた。それは何故なのだろうか。その問いに答えを見出すことが本研究の目的である。

本稿では、企業結合会計の中でも、とりわけ条件付取得対価で企業結合が行われた際の会計処理を取り上げ、なぜ日本会計基準とIFRSおよびUS-GAAPの間には会計処理の違いが生じているのかという本質的問いについて考察したものである。

その原因は、ひと言で言えば、「会計観の違い」という文言に集約されてしまうのだろうが、多くの先行研究で指摘されてきた「収益・費用アプローチ」と「資産・負債アプローチ」という会計観の違いが存在するというだけではなく、日本会計基準は「保守主義の原則」（企業会計原則一般原則6）を会計観の根本に置き、IFRSおよびUS-GAAPは「表現の忠実性」（「財務報告の概念フレームワーク」）を会計観の根本に置くという違いが主たる原因ではないかというのが、本研究の主たる検討事項である。

なお、不確実性を伴う条件付取得対価のれんをどのように測定すべきか、具体的測定方法に対する考察は、今後の課題としたい。

〔キーワード：企業結合会計、のれん、条件付取得対価、アーンアウト条項、表現の忠実性〕

1. はじめに一問題の所在と本稿の目的、本研究の意義—

近年、制度会計の課題のひとつとして、不確実性を伴う測定が拡張し、それに対してどのような会計処理がより適切なのか、判断を迫られる事例が増加している。本稿では、アーンアウト条項付M&Aにおける会計処理を取り上げ、M&A時の不確実性に対処すべき会計上の問題について検討したい。

伝統的取得原価主義は、本来企業の経営活動を適時、正確に記録・測定・開示することを目的としてお

り、検証可能であることが「測定」の大前提であった。しかしながら、国際財務会計基準（International Financial Reporting Standard：以下IFRS）や米国会計基準（Generally Accepted Accounting Principles：以下US-GAAP）においては、公正価値評価が認められており、日本会計基準もその影響を受け、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board Japan：以下ASBJ）を中心にコンバージョン作業が続けられている。周知のとおり、上場企業における連結財務諸表作成時の会計基準は、日本会計基準、IFRS、US-GAAPなど複数存在し、複雑化している。従来の伝統的取得原価測定

のほかに、近年では公正価値評価など会計上の測定方法の混在も、会計情報の信頼性が揺るぐ要因のひとつとなっている。

不確実性が伴う測定が拡張している背景には、企業の経営環境が以前にも増して様々なリスクにさらされていることが挙げられる。昨今の新型コロナウイルス感染症による影響や自然災害など、想定外の事業リスクに企業経営がさらされているなどの外部的要因による影響も大きい¹。経営環境の外部的リスクによる影響を否定することはできないが、会計基準自体にも会計情報の信頼性を低下させる問題が内在されているのではないだろうか、というのが本研究の出発点である。

財務情報の信頼性の低下への懸念やそのような状況をより良く改善・補完・強化する観点から会計基準の改正などさまざまな対応がされてきている。近年の無形資産を重視する傾向や、統合報告書に代表される非財務情報の重要性の増加、有価証券報告書の記述情報の拡張などの対応も行われている。

不確実性の増加による財務情報への影響については、収益認識に関する会計基準、退職給付に関する会計基準、税効果会計による繰延税金資産の回収可能性、引当金等々、多くの会計基準設定や会計処理方法に影響を及ぼすことから、多方面からの検討が求められる論点であるが、本稿では、特に企業結合時における取得価格（条件付取得対価）の不確実性にフォーカスし、考察する。不確実性を伴うにも拘わらず、IFRSおよびUS-GAAPでは企業結合における取得日の取得価格に将来の支払条件を反映させる会計処理を行うの

は何故なのだろうか。不確実性はできるだけ計上せず、確実な測定や会計処理を求める日本会計基準との違いはなぜ生じているのだろうかという本質的な問いについて考察することが本研究の主たる目的である。

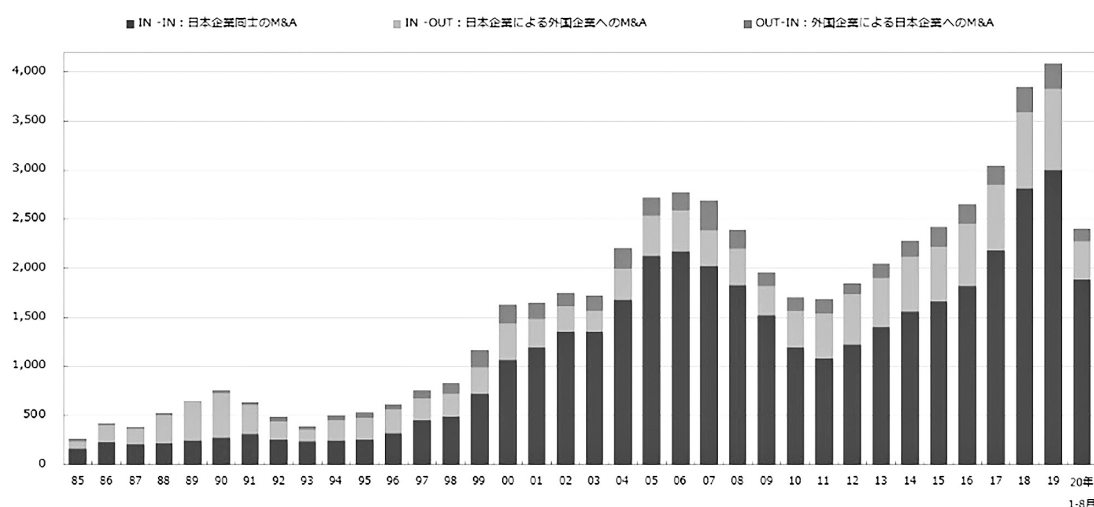
なお、本稿では、条件付取得対価によって企業結合が実施され、被取得企業から受け入れた識別可能な資産から引き受けた負債を控除した純額が取得対価を超過した場合に発生するのれんを、「条件付取得対価のれん」と呼ぶ。また、「条件付取得対価の企業結合」と「アーンアウト条項付 M&A」は同意で使用している。

2. アーンアウト条項付 M&A とのれんの会計処理

(1) アーンアウト条項付 M&A の概要

アーンアウト条項 (Earn-out Clause) とは、M&A 時の買収金額を一括で支払わず、一定の条件を満たした場合には、将来の支払い又は代金の返還を約束する契約をいう。つまり、アーンアウト条項付 M&A とは、「価格調整機能付き M&A」を指し、その買収価格を「条件付取得対価」という。M&A の際の価格決定は不確定要素が多く、買い手、売り手、双方の合意が得にくい。そこでアーンアウト条項付 M&A にすることにより、買収価格の設定が容易になり、M&A が実現する可能性が高まるというメリットがある。

我が国においては、近年 M&A 件数が著しく増加している。次図（図表 1）のとおり、日本企業同士の



図表 1 1985年以降のマーケット別 M&A 件数の推移 (出所: Marr Online 「グラフ&データ」)

M&Aが主であるが、日本企業による外国企業へのM&Aや外国企業による日本企業へのM&Aも増加傾向にある。図表1の2020年のデータは8月までの数値であるが、昨今のコロナ禍においても、業界再編が進み、M&A案件は増加傾向の状況にある²。その背景には、競合企業の体力低下や経営環境の悪化、事業承継問題があり、M&Aによる業界再編が一層進むとの見方が広がっている。以上のようにM&Aが増加する中、日本ではまだアーンアウト条項付M&Aはそれほど多くはないが今後増加することが見込まれる。最近では、ペッパーランチを投資ファンドJ-STARに譲渡する際にアーンアウト条項を付した事例が注目を浴びたが、マネックスグループによるコインチェックの買収（2018年）やクックパッドによるallthecoooksの買収（2013年）、グリーン株式会社による3ミニッツ買収（2017年）など、アーンアウト条項付M&Aの事例も見受けられるようになってきている。

近年のM&Aの増加を受けて、巨額なのれんが計上されていることやその後多額の減損損失が計上される事例が多く発生し、問題視されていた³。なぜ巨額な減損損失が計上されることになったのか、その原因を探ろうとする優れた先行研究や実証研究も近年多数実施されている⁴が、本稿ではその詳細の検討は別の機会に譲ることとし、アーンアウト条項を付すことにより、将来巨額なのれんの減損損失が発生することが抑制できるのではないかという点に着目し、考察をしていきたい。

アーンアウト条項を付すことは、それにより、単にM&Aを成立しやすくなるだけではない。馬（2018）は、アーンアウト条項付きM&Aは、取得企業と被取得企業との間に生じる情報の非対照性を回避する手段としても有効であり、今後利用が広がるのではないかと指摘している。また、特に下記のような場合には、取得企業と被取得企業との間に情報の非対称が存在すると記述している。

- ①被取得企業が非上場企業の場合、非上場企業は監査を受ける必要がなく、財務諸表の信頼性が低くなる可能性がある。
- ②被取得企業の業界内で買収案件が少ない場合、参照する事例が少ない。
- ③国際買収の場合、文化、法律、慣習等の影響を大きく受ける。

④他業界の企業買収の場合、被取得企業の価値を評価しにくい。

以上のようにアーンアウト条項付M&Aは、取得企業と被取得企業との間に存在する情報の非対称性を回避する有効な手段と考えられるが、一方でM&Aを成功に導くための万能薬ではなく、一定期間後アーンアウト条項を満たしたかどうかで判断が分かれ、将来買い手と売り手との対立を導かねないことの懸念を指摘する専門家もいる⁵。

松浪（2010）によると、アーンアウト条項が利用しやすい条件として、下記のような具体的状況が示されている。

- ①対象事業が事業開発段階にあり、商品またはサービスに関する売上が計上されていない場合
- ②新規の商品を開発している場合
- ③技術の移り変わりが激しい業界に属する場合
- ④市場環境が変化しやすい場合
- ⑤事業再生を行う過程にある場合
- ⑥会社の一部であり独立の会社として存在していない場合
- ⑦対象事業のキーパーソンが退社する可能性がある場合

特にベンチャー投資案件では、上記①～④のような状況が当てはまる例も多く、アーンアウト条項を活用することによりM&Aが成立しやすいと示唆している⁶。

(2) アーンアウト条項における支払条件

アーンアウト条項では、一定の条件を満たす場合に、対価の支払いが行われる。対価の支払条件としては、①財務的な指標を使用する場合と、②非財務的な指標を使用する場合がある。

財務的な指標を使用する例としては、売上高、EBIT（Earnings Before Interest and Taxes）、EBITDA（Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization）を採用する案件が多い⁷。非財務的な指標を使用する例としては、クロージング後の一定の契約の締結などがある。ある商品の販売開始等が達成されたか、達成されていないかの判断が明確につくものを指標として使用の方が有効である。

支払の種類としては、①一定条件が成就した場合に

は、一定の金額を支払うとするものや、②支払金額の確定は、財務的指標を使用した一定の条件に従って決定するもの、③支払額を財務的な指標の達成度合いに対応させたスライディングスケール方式⁸で設定しておくもの等がある。

アーンアウト評価期間については、クロージング後1年間～3年間の期間が設定される場合が多い。アーンアウト期間を長期に設定すると、想定外の状況が発生する可能性が高まることから、特別な事情がなければ長期間の設定は避けるべきである。

支払金額の決定は、まず買い手がアーンアウト期間の終了後一定期間内にアーンアウト条項による財務指標を示した報告書を作成し、売り手に提出する。その後、売り手はその報告書を確認し、一定期間内にその報告書の内容に合意するかどうかを回答する。売り手が所定の期間内に異議を述べ、その合理的な根拠を提出した場合には、売り手と買い手で協議することになる。その際、協議を行っても双方の合意が得られない場合には、外部の中立的立場の第三者、会計事務所やM&A 仲介会社等に解決を委ねる必要が生じる。

以上のような対立を回避するためには、アーンアウト条項設定段階において、条件を満たしたかどうか将来判断しやすくなるような明確な支払条件を設定することが重要である。また、買い手と売り手との非対称性について、買い手が作成する財務データの信頼性が問題となった場合に、売り手に財務データの調査を行う権利をアーンアウト条項設定段階から規定に入れていくことが重要になる。

(3) 改正企業結合会計における条件付取得対価のれんの取扱い

前述のように、近年増加するM&Aの状況や今後活用が促進されると思われるアーンアウト条項の会計上の取扱いについて、企業会計基準委員会(ASBJ)が2019(平成31)年1月に公表した企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下、「改正企業結合会計基準」)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下、「改正結合分離適用指針」)をみていく。

改正企業結合会計基準では、「条件付取得対価とは、企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付される若

しくは引き渡される又は返還される取得対価をいう」と定義されている⁹。

M&A交渉のクロージング日に取得側は、買収代金を一旦支払うものの、その後契約時においてアーンアウト条項が付された場合、その条件を達成した際には、追加で代金を支払うことになる。逆に契約時に設定したマイルストーンが達成できない場合には、追加での支払いは発生しない。買収される側の企業の経営陣としても提示された将来計画どおりに実績が上がれば、追加的に買収価格を回収することができ、実績が上がらなかった場合においても追加的に買収代金を支払わなくても済むため、取得側、被取得側双方にとってメリットがある。

しかしながら、このような不確実性の高いM&A契約に関する会計処理方法について、会計基準を整備することは困難性を伴い、企業会計基準第21号「改正企業結合会計基準」では、第27項(1)で下記のように規定しているのみである。

「条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価の一部が返還されるときには、条件付取得対価の変換が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんを減額する又は負ののれんを追加的に認識する。」

このような会計処理を行うのは、条件付対価の取り決めは、将来の不確実性に対する買収側と買収される側、双方の合意によってM&A契約に盛り込まれるものであり、リスク分担を目的とするものである。対価が交付される場合と返還される場合とは性質が異なるものではないという判断による。

「追加的に認識する又は減額するのれん又は負ののれんは企業結合日時点で認識又は減額されたものと仮定して計算し、追加認識または減額する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する¹⁰。なお、条件付取得原価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合とは、被取得企業又は取得した事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて、取得企業が対価を追加で交付する若しくは引き渡すまたは対価の一部の返還を受ける条項がある場合等をいう¹¹。」

企業会計基準委員会(ASBJ)は、企業結合会計基準及び結合分離適用指針の改正に先立ち、『公開草案』

を公表し、2012（平成25）年1月11日から同年3月15日にかけて公開草案に対するコメント募集が行われた。

その寄せられたコメントの中には、条件付取得対価のれんなどについて、市場関係者の合意形成が十分図られない論点は、国際的な会計基準と整合性を図るための踏み込んだ議論が十分なされていないのではないかという指摘があった。条件付取得対価の取扱いが改正の対象とならなかったことについて、「改正することにより財務報告の改善が図られるか否かについて意見が分かれているものや、改正の必要性や適時性に乏しいという意見が大半を占めているものである」ということから、継続検討課題とする方針が示された¹²。

その後、さらに検討が行われた結果、2019（平成31）年1月16日に「企業結合会計に関する会計基準」（以下「改正企業結合会計基準」）および、企業結合会計基準及び事業分離等に関する会計基準に関する適用指針（以下「改正結合分離適用指針」）が公表された。

以上のような議論を踏まえて、今回の改正（2019年1月公表）により、条件付取得対価の定義が示され、対価が返還される条件付取得対価の会計処理方法が明記されることになった。

（4）IFRS第3号(R)とSFAS第141号(R)の条件付対価の取扱い

IFRS第3号「企業結合」においては、条件付取得対価を下記のように定義している。

「通常は、特定の将来事象が発生した場合や条件が満たされた場合に、被取得企業の旧所有者に対し、被取得企業に対する支配との交換の一部として、取得企業が追加的な資産又は資本持分を移転する義務が発生する。ただし、条件付取得対価は特定の条件が満たされた場合に、以前に移転した対価の返還を受ける権利を取得企業に与えることもある¹³。」

つまり、以前移転した対価の返還を将来受ける権利を取得企業に与えることもあることを意味する。

そのうえで、IFRS第3号(R)では、条件付取得対価の会計処理に関して次のように規定している。取得日と取得日以降に分けて記載すると下記のとおりである。

①取得日における認識

- i 取得企業が被取得企業との交換に際し譲渡する対価には、条件付取得対価契約から発生する全ての資産又は負債が含まれ、取得日における公正価値で認識する。

- ii 取得企業は、条件付取得対価を支払う義務を、IAS第32号「金融商品：表示」の第11項又はその他の適用されるIFRSにおける資産性金融商品及び金融負債の定義に基づき負債又は資本に分類し、ある一定の条件が満たされる場合には以前譲渡した対価の返還を受ける権利を資産に分類する。

②取得日以降の取扱い

- i 取得日時点で存在していた事実及び状況に関して、取得日以降に入手した追加的な情報の結果生じた公正価値の変動は、測定期間（企業結合に関して認識した暫定的な金額を修正することができる取得日後の期間）における修正となる。
- ii 取得日以降の事象（例えば、利益目標の達成、一定の株価の到達又は研究開発プロジェクトにおけるマイルストーンへの達成など）により生じた公正価値の変動は、測定期間における修正ではなく、次のとおり会計処理する。

ア 資本に分類される条件付取得対価は再測定せず、その後の決済は資本の中で会計処理する。

イ 資産又は負債に分類される条件付取得対価は、IFRS第9号（「金融商品」）の適用範囲内となるものは公正価値で測定し、その結果生じる利得又は損失については、当期純利益又はその他の包括利益において認識する。IFRS第9号の適用範囲に含まれないものは、IAS第37号（「引当金、偶発負債および偶発資産」）又は他のIFRSに従って会計処理する。

なお、条件付取得対価の取り決めに基づき対価の一部が返還された場合の会計処理としては、対価の修正であることは対価の追加の場合と同様であり、一時の収益とすることは適当ではなく、受入れが確実になり合理的に時価が決定可能となった時点で取得原価を減額し、のれんを減額することになると考えられる。当初の対価支払時に負ののれんが計上されていた場合には、後に対価の一部が返還された場合、負ののれんの追加計上となるため、返還された事業年度の収益となる。

次に、SFAS 第141号(R)における条件付取得対価の取扱いについて取り上げる。

2007年にFASBから公表されたSFAS 第141号(R)においても、前述のIFRS 第3号(R)同様、条件付対価は取得日において公正価値で認識されることになる。その後、認識された負債に関連する偶発事象が解決し、対価が発行された（または発行可能となった）場合、「発行された（または発行可能となった）対価の公正価値」が「認識された負債」を超過した部分は、投資の追加の原価として認識される。「認識された負債」が「発行された（または発行可能となった）対価の公正価値」を超過した部分は、投資原価を減少させる(323-10-35-14A)。

山内(2012)は、公正価値で条件付対価が取得日に認識することにより、貨幣の裏付けのない金額が計上されることに関して、歴史的取得原価の枠組みでは説明できないと指摘している。なぜこのような違いが発生しているのだろうか。まずは、具体的会計処理の事例によって、日本会計基準とIFRS 第3号(R)・SFAS 第141号(R)の違いを考察したい。

3. 日本基準とIFRS 第3号(R)およびSFAS第141号(R)の条件付取得のれんの会計処理の相違点

前述のように条件付対価のれんの会計処理は、日本

基準とIFRS 第3号(R)・SFAS 第141号(R)では大きく異なっている。日本基準においては、アーンアウト条項の支払条件を満たした場合に、のれんを追加計上または減額するのに対して、IFRS 第3号(R)・SFAS 第141号(R)では、企業結合時に公正価値でアーンアウト条件を満たすことを想定し、のれんを計上する。その後公正価値が変動した場合、のれんの金額は変動させず、当期の損益として処理する。

(1) 具体例による考察

以下、条件付対価の処理について、具体的事例で検討する。

・ X1年4月1日

A社(3月決算)がB社株式100%を現金10,000千円で取得。

なお、B社(3月決算)の識別可能純資産8,000千円(簿価、公正価値とも)

・ のれん償却期間：5年

・ アーンアウト条項：X2年3月31日の売上高がX1年3月31日より20%超の場合には、X2年6月30日に2,000千円支払う。逆にX2年3月31日の売上高がX1年3月31日の売上高よりも20%以上減少した場合には、X2年6月30日に2,000千円の返還を受ける。

〈日本基準〉 X2年3月31日に売上高が20%を超えた場合

(単位：千円)

	借 方		貸 方	
X1年4月1日	純資産 のれん	8,000 2,000	現 金	10,000
X2年3月31日	のれん償却	400	のれん	400
X2年6月30日	のれん のれん償却 ^(※1)	1,500 500	未払金	2,000

(※1) $2,000 \div 5 \text{年} \times (3 \text{か月} + 12 \text{か月}) / 12 \text{か月} = 500$

〈日本基準〉 X2年3月31日に売上高が20%減少した場合

(単位：千円)

	借 方		貸 方	
X1年4月1日	純資産 のれん	8,000 2,000	現 金	10,000
X2年3月31日	のれん償却	400	のれん	400
X2年6月30日	現 金	2,000	のれん のれん償却	1,500 500

以上のように、日本基準においては、取得日に、被取得企業の純資産額を上回る取得価格で企業結合が行われた場合、その超過額がのれんとして計上される。のれんは、その後20年以内に償却される（ただし、上記設例は5年で償却）。また、売上高や一定の利益などあらかじめ設定した支払条件を満たした場合には、それが確実となった時点でのれんを計上する。逆に条

件を満たさなかった場合、返還する条件が付されていた場合には、その時点でのれんの価値を減少させる処理を行う。

次に、同様の条件付対価が付された企業結合において、IFRS第3号(R)およびSFAS第141号(R)の会計処理を具体例をもとに検討する。

〈IFRS3(R)・SFAS141(R)〉

X1年4月1日時点で、X2年3月31日に売上高が20%を超える可能性が80%である場合

(単位：千円)

	借 方		貸 方	
X1年4月1日	純資産 のれん	8,000 3,600 ^(※2)	現金 条件付対価(負債)	10,000 1,600
X2年3月31日	仕訳なし			
X2年6月30日	条件付対価(負債) 損 失	1,600 400	未払金	2,000

(※2) 2,000+2,000×0.8=3,600

〈IFRS3(R)・SFAS141(R)〉

X2年3月31日に売上高が20%減少した場合

(単位：千円)

	借 方		貸 方	
X1年4月1日	純資産 のれん	8,000 3,600	現金 条件付対価(負債)	10,000 1,600
X2年3月31日	仕訳なし			
X2年6月30日	条件付対価(負債) 現 金	1,600 2,000	利 得 のれん	1,600 2,000

以上のように、IFRS第3号(R)およびSFAS第141号(R)では、取得日に公正価値で被取得企業の識別可能純資産を取得するとともに、一定期間後に条件付対価のれんが計上される可能性(上記では80%)を見越して、取得日時点で将来の支払義務を条件付対価(負債)として計上する。その後一定の支払条件を満たした場合(あるいは満たさなかった場合)には、取得日に設定した条件付対価を相殺消去し、損益を計上する会計処理を行う。

(2) 公正価値ヒエラルキーからの考察

条件付対価のれんは、前述のように取得日に公正価値で測定される。

この公正価値測定は、IFRS第13号ヒエラルキーレベルではどのように区分されるのであろうか。以下で検討する。

IFRS第13号「公正価値会計」およびASC(Accoun-

ting Standard Codification: 以下ASC) Topic 820(SFAS第157号「公正価値測定」)は、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格(出口価格)」として定義している。

IFRS第13号公表の意図は、公正価値測定によるさまざまな実務上の複雑性を解消するとともに、その測定に関する首尾一貫性を向上させ、公正価値に関する開示を充実させ、さらに米国基準とのコンバージェンスを達成することにある。特に公正価値測定及びそれに関連する開示の首尾一貫性と比較可能性を向上させるため、公正価値ヒエラルキーを設け、公正価値を測定するために用いる評価技法へのインプットを図表2のように3つのレベルに区分している。

上記のように公正価値ヒエラルキーレベルに当てはめて考えると、条件付取得対価のれんは、将来アーン

図表 2 IFRS の公正価値ヒエラルキーのレベル区分

レベル 1	測定日における企業がアクセスできる同一の資産または負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）	活発な市場における相場価格など
レベル 2	資産または負債について、直接または間接に観察可能なインプットのうち、レベル 1 に含まれる相場価格以外のインプット	活発な市場における類似の資産又は負債に関する相場価格など
レベル 3	資産または負債に関する観察可能でないインプット	入手可能な最良の情報（企業自身のデータを含む）を用いて設定

（出所：IFRS 第13号 para.76-90を参考により筆者作成）

図表 3 US-GAAP における公正価値ヒエラルキー

レベル	内 容	例 示
レベル 1	レベル 1 のインプットは、測定日に、報告企業がアクセスできる同じ資産又は負債のための活発な市場での相場価格（無調整）（Topic820-10-35-41）。	・東京証券取引所で取引される普通株式
レベル 2	レベル 2 のインプットは、レベル 1 に含まれる相場価格以外のインプットで資産また負債に関する直接にまたは間接に観察可能なインプット（Topic820-10-35-47）。	・LIBOR スワップ・レートを基礎にした受取固定、支払変動金利スワップ ・ライセンス契約 ・保有し使用している建物 ・報告単位
レベル 3	レベル 3 のインプットは、資産又は負債に関する観察可能でないインプット（Topic820-10-35-52）。	・長期通貨スワップ ・金利スワップ ・当初の認識の資産除去義務 ・報告単位

（出所：長谷川茂男『米国財務会計基準の実務』第11版、pp.934-935）

アウト条項（支払条件を満たすかどうかの判断）が付されており、測定日時点では資産または負債に関する観察可能でないインプットに基づいて設定されるため、「ヒエラルキーレベル 3」に該当するものと思われる。

IFRS 同様に US-GAAP でも、図表 3 のような公正価値ヒエラルキーが示されている。

IFRS および US-GAAP とともに、条件付取得対価のヒエラルキーレベルは、現象が観察不能であると認められることからレベル 3 と判断される。

では、条件付取得対価のれんは、ヒエラルキーレベルが低いにも拘らず、なぜ取得日に公正価値で測定し、開示することが IFRS 及び US-GAAP では求められるのであろうか。下記において、「財務報告に関する概念フレームワーク」をもとに検討を進める。

(3) 「財務報告に関する概念フレームワーク」における「表現の忠実性」からの考察

IFRS 「財務報告に関する概念フレームワーク」では、有用な財務情報の質的特性について、「目的適合

性」と「忠実な表現」について規定している。財務情報が有用であるためには、目的適合的であり、表現しようとしているものを忠実に表現しなければならない。そのうえで、比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性を兼ね備える場合に、有用性が補強されるとしている。

では、「忠実な表現」とは何を意味しているのだろうか。

財務情報が有用であるためには、表現しようとしている現象を忠実に表現しなければならない。完璧な忠実な表現であるためには、次の 3 つの特性を有していることが求められている。

- ①完全であること。
- ②中立的な描写であること。
- ③誤謬がないこと。

この 3 点のうち、「完全な描写」とは、描写しようとしている現象を利用者が理解するのに必要なすべての情報（すべての必要な記述及び説明を含む）を含んでいるとされている¹⁴。さらに忠実な表現とは、すべ

ての点で正確であることを意味するのではなく、「誤謬がないこと」を意味する。つまり、現象の記述に誤謬や脱漏がなく、報告された情報を作成するのに用いられたプロセスが当該プロセスにおける誤謬なしに選択され適用されたことを意味する。例えば、観察不能な価格又は価格の見積りは、正確であるとも不正確であるとも判断できないが、その金額が見積りであるものとして、明確かつ正確に記述され、その見積りのプロセスの内容と限界が説明され、その見積りを作成するための適切なプロセスの選択と適用の際に誤謬が生じていない場合には、忠実となり得る¹⁵。

つまり、IFRSが「概念フレームワーク」で目指すところは「忠実な表現」であり、将来アーンアウト条項の支払条件が満たされ追加の支払いまたは返還が行われることを脱漏なく忠実に表現しているものと解せる。

日本基準では保守主義の原則により、条件を満たしたか満たさないかが確定し、確実になった時点で、会計処理を行うため、根本的会計観が異なっているものと思われる。

4. おわりに

近年「会計の危機」が叫ばれ、日本の会計は一体何処へ向かうのか、変革を迫られるなど、大変大きな課題を突き付けられている。その背景にあるのは、企業経営を取り巻く環境の激変と「不確実性の測定」に対して、具体的会計処理の対応が追いついていないという問題がある。

本稿は、日本基準とIFRS・US-GAAPの違いのひとつであるアーンアウト条項付M&Aの会計処理を中心に、なぜ同一企業結合の事例について異なる会計処理が存在し、コンバージェンスが図られないまま、今日に至っているのかという基本問題に立ち返って考察しようとしたものである。

その結果、日本会計基準の根本には保守主義の原則が受け継がれ、我が国の会計観の基礎に根付いていることに改めて気づかされた。その一方で、IFRS・US-GAAPでは概念フレームワークの「表現の忠実性」により、できる限り忠実に完全に漏れなく現象を表現しようとする会計観が脈々と受け継がれているのではないかと考えに至った。IFRS・US-GAAPにおいては、条件付取得対価は、たとえ公正価値ヒエラルキーレベ

ル3であっても、現象を「忠実に表現」しようとする表現の忠実性を重視した会計観に基づいた会計基準であると考えられる。その会計観の意図を的確に理解し、その上で、我々は先達から受け継いだ日本会計基準の何を引き継ぎ、何を变えていくのかを考えていかなければならない大きな変革期を迎えている。

〔注〕

- 1 コロナ禍で、上場企業の2021年3月期の業績予想は、集計対象企業約1700社のうち35%が未定と回答している。(日経新聞2020年8月18日朝刊)
- 2 コロナ禍においても、自社のM&Aなど業界再編への意欲について、15.4%の企業がコロナ禍の前に比べると「高まっている」と回答。「低くなっている」と答えた企業はなかった。(日経新聞2020年7月31日朝刊)
- 3 資産価値が大きく目減りし、回復可能性が低いことから減損損失を計上する企業が近年増加している事例については、日経新聞2020年6月16日朝刊参照。
- 4 「企業会計」Vol.69 No.7〔特集〕のれんの減損など参照。
- 5 松浪信也(2010)「アーンアウト条項における検討事項」『商事法務』No.1917。
- 6 松浪、前掲書、p.36。
- 7 松浪、前掲書、pp.36-37。
- 8 例えば、売上がA円以上B円未満であれば支払額はa円、B円以上C円未満であればa+b円などの規定が例として挙げられる。
- 9 企業会計基準第21号「改正企業結合会計基準」第27項(1)(注2)。
- 10 「改正企業結合会計基準」企業会計基準第21号第27項(1)。
- 11 「改正企業結合会計基準」企業会計基準第21号第27項(1)(注4)。
- 12 「改正企業結合会計基準」企業会計基準第64号第3項。第357回企業会計基準委員会。
- 13 IFRS第3号付録A。
- 14 「財務報告に関する概念フレームワーク」第3章 有用な財務情報の質的特性」QC13。
- 15 「財務報告に関する概念フレームワーク」第3章 有用な財務情報の質的特性」QC15。

〔参考文献〕

- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2001], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141, *Business Combinations*, FASB. (日本公認会計士協会国際委員会訳、2001.『財務会計基準書第141号「企業結合」』JICPA)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2006], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157, *Fair Value Measurements*, FASB. (日本公認会計士協会国際委員会訳、財務会計基準書第157号「公正価値測定」日本公認会計士協会)
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2010], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.141(R), *Business Combinations*, FASB Accounting Standards Codification™ Topic 805 ver².
- International Accounting Standards Board, 2004. *Business Combinations*. International Financial Reporting Standard No.3. London, U.K.: IASB. 企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳、2005.『国際財務報告基準(IFRS) 2004』レグシスネクシス・

ジャパン。

- ・ International Accounting Standards Board (IASB [2011], International Financial Reporting Standard No.13, *Fair Value Measurement*, IASB. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2012]、国際財務報告基準第13号「公正価値測定」『国際財務報告基準』中央経済社)。
- ・ 石川文子「のれんの会計処理をめぐる近年の動向：償却か非償却か (浅利一郎教授退任記念号)『静岡大学経済研究』第20巻第4号静岡大学人文社会科学部、2016年、pp.221-238。
- ・ 石川文子「IASBにおけるのれんの事後処理をめぐる議論の検討と減損の影響」雑誌『会計』第197巻第6号、森山書店、2020年、pp.60-74。
- ・ 馬 宏宏「企業結合におけるアーンアウト条項に関する研究の現状と課題—広告業界の場合」『経済科学論究』第14号、埼玉大学経済学会、2017年、pp.55-65。
- ・ 川本 淳「のれんの償却をめぐる論点」『経済論集』第43巻、第3号、学習院大学、2006年、pp.283-293。
- ・ 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」企業会計基準委員会。
- ・ 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」企業会計基準委員会。
- ・ 吉良友人「我が国における公正価値ヒエラルキー情報の分析」『産研論集』関西学院大学第43号、2016年、pp.123-130。
- ・ 国田清志「「表現の忠実性」の意味と役割—IASBとFASBの共同プロジェクトを中心として—」産業経理、Vol.68 No.4、2009年、pp.90-98。
- ・ 竹内純也『M&A会計の実務』中央経済社、2018年。
- ・ 長谷川茂男『米国財務会計基準の実務』第11版、中央経済社、2019年。
- ・ 牧野崇博「IFRS第13号「公正価値測定」の公表」情報センサー、Vol.62、EY Japan、2011年、pp.4-5。
- ・ 松浪信也「アーンアウト条項における検討事項」『商事法務』No.1917、2010年、pp.35-43。
- ・ 山内 暁『暖簾の会計』中央経済社、2010年。
- ・ 山内 暁「条件付対価の認識にともない発生する条件付暖簾に係る検討」『専修大学紀要』第37号、2011年、pp.65-99。
- ・ 山内 暁「米国会計基準における負の暖簾の会計処理方法に係る歴史の変遷」雑誌『会計』第188巻第2号、森山書店、2015年、pp.202-216。
- ・ 山下 奨「のれんの非償却が企業結合会計の当初測定に及ぼした影響」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第19号、2015年、pp.93-110。
- ・ 山田ひとみ「企業結合会計における条件付取得対価の公正価値—改訂SFAS141(2007年)を中心として—」『産業経理』第68巻4号、2009年、pp.139-149。

〔参考 URL〕

Marr Online「グラフ&データ」(<https://www.marr.jp/genre/graphdemiru>) (閲覧日、2020年09月02日)。